

## 福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 県は、地域公共交通のDX、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、バス利用者の利便性向上による収支改善を図るため、キャッシュレス決済サービスを導入又は更新する民間乗合バス事業者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) キャッシュレス決済サービス

交通系ICカード、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード等による現金以外の電子的な運賃の決済サービスであって、繰り返し利用できるものをいう。

(2) 民間乗合バス事業者

県内において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業者。

(3) 福島県生活交通対策協議会

県内における生活交通の確保方策等について協議、調整するために設置した協議会。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 県内において、本社機能又は主たる営業所（県内の営業所を総括し、指揮監督権限を有する1か所の営業所をいう。）を有する事業者。

(2) 令和4年度福島県地域間幹線系統確保維持計画に運行予定者として記載されている事業者又は福島県生活交通対策協議会の委員となっている事業者。

(3) 国の令和4年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金又は令和5年度ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業費補助金に申請を行う事業者。

(4) 県が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法第59号）第6条第1項の規定に基づき組織する協議会の求めに応じ、キャッシュレス決済サービスを導入することにより得られる利用客の乗降データ等を提供するとともに、バス路線の改善を図ることに同意する事業者。

(5) 次のいずれにも該当しない事業者。

ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

（補助対象事業及び補助対象経費）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者がキャッシュレス決済サービスの利用を可能とするシステム（以下「キャッシュレス決済サービスシステム」という。）の導入を行う事業とし、この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) キャッシュレス決済サービスシステムを新たに導入する事業者  
補助対象経費に2/3を乗じて得た額に相当する額以内とし、予算の範囲内にて交付する。
- (2) 既に導入しているキャッシュレス決済サービスシステムを更新する事業者  
補助対象経費に1/3を乗じて得た額に相当する額以内とし、予算の範囲内にて交付する。

（交付申請）

第6条 規則第4条第1項の申請書は、福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金補助事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 同意書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 3 補助対象者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

第7条 知事は、規則第4条及び前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助対象者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第3項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助対象者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助目的の達成に支障を来すことのない事業計画に係る細部の変更
- (2) 補助事業に要する経費（補助金の交付の対象となる経費に限る）の20パーセント以内の減額
- 2 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第10条 補助対象者は、補助事業の遂行について知事の請求があったときは、速やかに福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金状況（又は実績）報告書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金状況（又は実績）報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合）にあっては、

承認を受けた日) から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日 (補助金を全額概算払により交付を受けた場合にあつては、当該年度の翌年度の 4 月 15 日) のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金補助事業状況 (又は実績) 書 (別記様式第 4 号)

(2) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象者は、実績報告書の提出に当たり、第 6 条第 3 項ただし書の補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業の実施期間内において会計年度が終了したときは、翌年度 4 月 15 日までに第 1 項に準ずる報告書を提出しなければならない。

(概算払)

第 12 条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助対象者は、概算払を受けようとするときは、福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金概算払請求書 (別記様式第 5 号) に資金計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 13 条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け又は受けようとしたとき

(2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき

(補助金の返還)

第 14 条 補助金の交付を受けた補助対象者が、前条の規定による取消しを受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助対象者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書 (別記様式第 6 号) により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第 16 条 補助対象者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用を増加させた財産 (以下「取得財産等」という。) を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助対象者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産処分の制限)

第 17 条 取得財産等のうち、規則第 18 条第 1 項に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同条に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

- 2 規則第 18 条第 1 項に規定する知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金財産処分承認申請書（別記様式第 7 号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、規則第 18 条第 1 項の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助対象者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助対象者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(帳簿の備付)

第 18 条 補助対象者は、補助金の収支の事実を明確にした書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(雑則)

第 19 条 この要綱の運用に関し必要となる事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 31 日から施行する。

別表（第4条関連）

補助対象経費
(1) キャッシュレス決済サービスシステムの整備に要する経費
(2) (1)の整備に必要なソフトウェアの購入に要する経費
(3) (1)の整備に必要な環境整備（ネットワーク環境及びセキュリティ対策等）に要する経費
(4) (1)～(3)の整備に附随する経費

(注) 補助対象経費には、キャッシュレス決済サービスシステム導入後において発生する運用のための経費及び更新時に発生する既存システムの撤去及び処分に係る経費は含まない。

番 号  
年 月 日

福島県知事

住 所  
事 業 者 名  
代表者職氏名

福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金交付申請書  
福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定による補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業に要する経費

金 円

2 補助金交付申請額

金 円

3 添付書類

- (1) 福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金補助事業計画書  
(別記様式第 1 号)
- (2) 同意書 (別記様式第 2 号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

様式第2号（第10条及び第11条関係）

番 号  
年 月 日

福島県知事

住 所  
事 業 者 名  
代表者職氏名

福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金  
状況（又は実績）報告書

令和 年 月 日付け 生環第 号で交付決定通知があった上記の補助金について、福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金交付要綱第10条（又は第11条）の規定に基づき、その状況（又は実績）を下記の書類を添えて報告します。

記

1 添付書類

- (1) 福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金補助事業状況（又は実績）書（別記様式第4号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

別記様式第1号（第6条関係）

福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金補助事業計画書

1 申請者の概要

申請者名		代表者 職・氏名	
所在地	〒		
電話番号		メールアドレス	

2 事業の目的

3 事業の概要（整備するキャッシュレス決済サービスの名称、仕様（クレジットカード、QRコード等）、新規・更新の別、整備時期等）

4 事業の計画

（単位：円）

補助対象経費の内容（設備名称、メーカー、型式等）及び台数	補助対象経費額	補助金額	備考
合 計			

※別表（第4条関連）の項目毎にまとめて記載すること。

（添付書類）

- 1 補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出基礎
- 2 その他知事が必要と認める書類

別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

同 意 書

福島県知事

住 所

事 業 者 名

代表者職氏名

⑩

福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金の交付を申請するに  
当たり、県が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法第59号）  
第6条第1項の規定に基づき組織する協議会の求めに応じ、利用客の乗降データ等  
を提供するとともに、バス路線の改善を図ることに同意します。

番 号  
年 月 日

福島県知事

住 所  
事 業 者 名  
代表者職氏名

福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金  
事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 生環第 号で交付決定通知があった上記の補助金について、下記のとおり事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の変更（中止・廃止）の理由
- 2 事業の変更（中止・廃止）の内容

変更前	変更後

- 3 添付書類（変更の場合のみ）

- (1) 福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金補助事業計画書（別記様式第1号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

別記様式第4号（第11条関係）

福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金補助事業状況（又は実績）書

（単位：円）

補助対象設備	補助対象経費	補助金額	実施額	差額	備考
計					

（注）以前に交付決定変更があった場合、補助対象経費欄及び補助金額欄は変更後の金額を記載する。

（添付書類）

- 1 補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類
- 2 国の補助額を確認できる書類（国の交付決定通知書等）
- 3 補助対象経費等に変更がある場合は、その理由について別に記載した書類等
- 4 その他知事が必要と認める書類

番 号  
年 月 日

福島県知事

住 所  
事 業 者 名  
代表者職氏名

福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金概算払請求書  
令和 年 月 日付け 生環第 号で交付決定通知があった上記の補助  
金について、福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金交付要綱  
第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求金額

金 円

2 既受領済額

金 円

3 添付書類

- (1) 資金計画書
- (2) その他知事が必要と認める書類

番 号  
年 月 日

福島県知事

住 所  
事 業 者 名  
代表者職氏名

福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金に係る  
消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 生環第 号で交付決定通知があった上記の補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定したので、福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）  
金 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

（備考）

- 1 別紙として、積算の内訳を添付すること。
- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10パーセント相当額が消費税及び地方消費税仕入控除による減額等の対象額ではない。

番 号  
年 月 日

福島県知事

住 所  
事 業 者 名  
代表者職氏名

福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業補助金  
財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 生環第 号で交付決定通知があった上記の補助金  
により取得した財産を処分したいので、福島県生活路線バスキャッシュレス決済導入  
支援事業補助金交付要綱第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 品目
- 2 取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由
- 6 処分子定価格